

平成 17 年 12 月 15 日

指定管理者の指定について（練馬区立北町福祉作業所）

1 内 容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立北町福祉作業所の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 法人の名称

社会福祉法人 武蔵野会

(2) 所在地

東京都八王子市台町二丁目 7 番 22 号

(3) 代表者

理事長 青木 昌子

3 指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選定の経過

平成 17 年 3 月 7 日～29 日 第 1 回～第 3 回指定管理者選定検討部会

（業務の範囲、応募資格、評価基準、指定の期間の検討）

4 月 7 日 練馬区指定管理者選定委員会による審査

7 月 22 日 第二回練馬区議会定例会

（練馬区立知的障害者援護施設条例・

練馬区立心身障害者福祉作業所条例改正案議決）

7 月 25 日 募集要項配布開始

8 月 29 日 募集説明会（参加法人数 11）

9 月 12 日～16 日 応募書類受付（応募法人数 3）

9 月 20 日 経営診断委託

| | |
|-----------|--|
| 9月21日～22日 | 第4回指定管理者選定検討部会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) |
| 9月26日～28日 | 第5回指定管理者選定検討部会 (施設実地調査) |
| 10月20日 | 第6回指定管理者選定検討部会 (評価・採点) |
| 11月 9日 | 練馬区指定管理者選定委員会による審査、指定管理者候補決定 |

5 選定の理由

選定に当たっては、応募法人の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該法人については、練馬区立北町福祉作業所を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(評価結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定検討部会では、第4回以降、有識者委員2名を加えて評価を行った。

(1) 法人の安定性・継続性

資金力が比較的高く、収入に対して借入金額もあまり高くないが、収益金が低いため、環境の変化があった場合、多少のリスクが生じる可能性はあるものの、短・中期的にはなんら問題はないこと。

(2) 法人運営の透明性・公正性

個人情報保護の保護規程、情報公開・開示規程をいずれも整備していること。

(3) 法人運営における法令等の遵守状況

労働関係法令および法人独自の給与規程ほか各規程を整備しており、それに基づく運用が行われていること。理事会、役員構成は適正であり、理事会は定期的開催されていること。

(4) 運営実績

法人としての運営実績が十分あり、東京都立「練馬福祉園」を昭和59年4月の開園以来業務委託を受けており、またこの度、平成18年4月より東京都から移譲の予定にあること。障害者施設を運営している法人として歴史が長く、独自に児童施設や高齢者施設も含めた多様な施設運営の実績があること。

(5) 効率的運営・効率化への取組

給食調理は再委託とし、事業計画と収支計画の適合性は高いと認められること。

(6) 受託への熱意・意欲

練馬福祉園や練馬区障害者事業所、練馬区障害者就労促進協会との連携を図って行くと言明しており、特に練馬福祉園をバックアップ機能として活用し、練馬区での事業を展開していく意志があり、受託への熱意、意欲が強く認められること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

事故発生時対応マニュアルや防災マニュアルを全て整備しており、日常的に小さな事故の記録と適切な対応を心がけ、定期的な防災・防火訓練を実施していること。

(8) 施設管理運営体制

サービス水準を維持し、利用者の混乱を避けるため、受託後一年は前年度と同様の事業計画で支援を展開すると明示しており、区との協働関係の確立を図っていること。就労支援を実施するようたっていること。

(9) 利用者への対応(接遇を含む。)

福祉サービス苦情解決規程を設けており、利用者の権利を擁護し、体罰の絶対禁止を明文化していること。

(10) 職員の育成

勤務年数、職種、役割に応じた各種研修を実施しており、練馬福祉園とのネットワークによる職員の相互研修等総合的な育成や体験学習を目指していること。

(11) 法人の理念・姿勢

「自分を愛するように、あなたの隣人を愛せよ。」という法人独自の理念のもとに、福祉サービスを提供することおよび定款に基本理念・経営理念を明文化していること。基本理念・経営理念ともに職員、利用者に周知していること。

(12) 区内事業者・区民雇用の促進

練馬福祉園を開園以来東京都から受託しており、区内業者とのかかわりが深く給食の食材、事務用品等を区内業者から購入していること。

練馬福祉園の職員の3分の2は練馬区在住者であること。

(13) 事業等の提案

平成18年度は前年度の事業等を基本的に継承するが、バックアップ施設とし

て練馬福祉園を活用し、ショートステイ、グループホームの展開および練馬区内の地域との交流活動や給食・栄養指導の提供等バップアップ機能を持っている法人ならではのサービスの提供を行うとしていること。

問い合わせ先

練馬区健康福祉事業本部保健福祉部障害者施設課サービス向上主査

担当 遠藤 電話 03(3993)1111 内線 7383 F A X 03(5984)1214

指定管理者（社会福祉法人武蔵野会）の評価結果（練馬区立北町福祉作業所）

| 評価項目・評価基準 | 配点 | 得点 |
|--|------|-----|
| 1 法人の安定性・継続性 (1) 補助金、委託料のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性 | 5点 | 4点 |
| 2 法人運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無 | 5点 | 4点 |
| 3 法人運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催 | 5点 | 4点 |
| 4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況 | 10点 | 8点 |
| 5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容 | 10点 | 8点 |
| 6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無 | 5点 | 5点 |
| 7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢 | 10点 | 8点 |
| 8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 | 10点 | 8点 |
| 9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組 | 10点 | 8点 |
| 10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制 | 5点 | 4点 |
| 11 法人の理念・姿勢 (1) 法人の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 法人の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知 | 5点 | 4点 |
| 12 区内事業者・区民雇用の促進 (1) 区内法人である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達 | 10点 | 8点 |
| 13 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの有無 (4) 有効な就労支援の提供の有無 (5) グループホームやガイドヘルプ事業等のサービス展開の有無 (6) 地域に開かれた運営の有無 | 10点 | 8点 |
| 合 計 | 100点 | 81点 |